

ジャン・リヴェロ

「ライシテの法的概念」(翻訳)

小 泉 洋 一

ライシテ、その語は火薬を感じさせる。それは相反する感情的な響きを呼び起こす。そして、その対立は、ある明瞭な概念に賛成するか反対するかによって人々を敵対させる通常の対立にとどまらない。対立は、概念のまさに内容、また語の意味に関してでもある。

この不一致は驚くべきことではなかろう。というのは、ライシテの概念は、騒然とした状況すなわち思想の対立とりわけ党派の抗争において形成されたからである。その概念は、概念の平穏な生成あるいは定義の努力から生じたというよりは、はるかに直感、気質、絶対的信念を言い表している。その概念は、自由な討論の領域に生まれ、世論の動きに影響を受けながら、そこにあり続けている。

しかし、この荒々しい営為に並行して、ライシテは、すでにずっと前からより穏やかなもう一つ別のライシテを知っている。立法者はライシテに法的世界における市民権を与えた。ライシテは実定法の準則になった。ライシテは制度を統制する。ライシテは訴訟の提起を基礎づける。ライシテは性格を変えたのである。

一方から他方への移行、自由な討論の領域から法の地平への移行は、難しい問題を提起してきた。またそれを提起している。その状況は他から切り離されていない。法が、政治的または哲学的な論争から生ま

翻 訳

れた概念を取り入れることを要請されるたびに、同様の困難が生じる。というのは、2つの世界は同じ規範には決して従わないからである。一方は、あらゆる論争を許し、同様に多様な定義を許す。法は定義のより厳密さを望む。法は、1つの意味しかも唯一の意味を語に与える。もし法が定義を主観的な生成作用に委ねるのであれば、法は自らの任務を裏切ることだろう。法の任務は人に対して秩序または安全を創出することであるから。

したがって、法的概念であるライシテは1つの確かな定義を要請していた。しかしながら、他の領域で続く論争が法の領域に及び、これが行政機関によるさまざまな矛盾する措置に導く。ところで、これらのすべての措置が法に照らして有効でありうるとは限らない。この諸措置が矛盾するのであれば、あるものは正しく、他は誤りでなければならない。

それは古い議論であり、ほぼ百年の争いに人は少しずつ関心を失ってきていると言われるだろうか。公的生活の多くの部門において、論争が終わったライシテの1つの概念形成に関して意見の一致がなされたことに疑いの余地がない。だが、その一致は、論争が存続する中で見られる他のいくつかの概念形成とは異なる。これは主として概念の起源である公立学校教育に関して当てはまる。近年、コンセイユ・デタは問題に関して判断を下さなければならなかった。こうしてフランス実定法に適合するライシテの外縁が明確になった。

本稿で図式化したいのは、あまりにも無視されているこのライシテの法的な概念形成である。

I

法の世界に入ると論争は穏やかになる。法律家にとって、ライシテの定義は大きな問題を提起しない。政治家は熱のこもった公開集会において大いに異なる概念形成を展開することができた。だが、1つの概念の
(甲南法学'12) 52-3・4-138 (242)

みが公的文書に登場した。法律文書、それを注釈する議会報告書、それらの実施に伴う通達は、ライシテを常にただ1つの同じ意味、すなわち国家の宗教的中立性の意味で理解した。

それを証明するには何度も引用されてきた古い決まり文句で手間取らないであろう〔初等教育に関する1882年の法律に関する討議の際のポール・ベール⁽¹⁾およびジュール・フェリー⁽²⁾の諸発言、1883年11月17日のアンステイテュトゥール教論⁽³⁾に対するジュール・フェリーの手紙、1903年4月9日の通達ならびに病院についての1937年6月17日の通達を参照〕。1946年10月27日憲法の制定時に与えられた定義に注意することは、確かに、より今日的であり、より説得力を持つように思われる。立法者の最終的な見解は、そこに表明されている。

共和国を形容するため「非^{ライツク}宗教的」の語を付加することを提案したのは、共産党による修正である。その提案理由は簡潔である。提案理由は次のように主張するのみである。「国家のライシテは、教会の国家の分離および国家がいかなる宗教も公認せず、保護しないという原則と言い表される」。コスト=フロレ⁽³⁾は、ライシテを「中立性の意味において理解された」ライシテの修正を容認し、彼の見解が全員一致を得た。国民議会⁽⁴⁾では、4人の発言者のいかなる者もこの中立性の考えを斥けなかった。ファジヨン⁽⁵⁾は、共産党を代表して、「ライシテのための多くの激しい闘

(1) Paul Bert (1833~1886) は、自然科学者でありながら1881年から1882年には教育相を務め、フェリーと協力して教育の義務、無償、ライシテ原則を確立するのに尽力した。

(2) Juels Ferry (1832~1893) は、第三共和制のもとで教育相と首相を繰り返し歴任し、その間、教育の義務、無償、ライシテ原則を定める諸法律を制定させた。

(3) Paul Coste-Floret (1911~1979) は、当時、人民共和派(MRP)に所属した憲法制定議会議員で、憲法委員会の総括報告者でもあった。

(4) コスト=フロレとファジヨン以外の発言者は、人民共和派のモーリス・シューマン(Maurice Schumann, 1911~1998)および社会党のアンドレ・フィリップ(André Philip, 1902~1970)である。

争」を引き合いに出し、「憲法においてこの語の挿入が意味することに関して、フランス人の精神においていかなる疑義もあり得ない」と主張した。だが、ファジョンも「すべての宗教に対する国家の中立性」を引用して自己の考えを明確にした〔第一憲法制定議会において全会一致で承認された。憲法案13条⁽⁶⁾および同20条⁽⁷⁾ならびに委員会における案の審議を参照〕。このように、何らかの下心があり得たとしても、国家が信奉し宣伝しようとする実定的教説として、ライシテが公式に提示されることは決してなかった。法的な面において、観念は明確に定義される1つの意味をもち、法律、判例および学説はそれに関して一致した〔学説については、注目すべき次の一節においてそのもっとも新しい表現をみることができ。「ライシテは国家が信仰または不信仰を私的事項とみなすという表明に相当する」。M. Vedel, *Manuel de droit constitutionnel*, p. 318〕。

それ以外はありえなかった。フランスの国は、1882年にライシテを採択した自由主義的な国家であって、第1の自由として良心の自由を宣言していた。ライシテはこの自由主義に密接につながる。ライシテは国教

(5) Étienne Fajon (1906~1991) は共産党所属議員で、その後も国民議会議員を務めた。

(6) この憲法案は後に「四月案」と呼ばれる1946年4月19日の憲法案である。同憲法案13条「何人も、宗教、哲学または政治に関する意見または信条、出生を理由として、不安にされてはならない。良心の自由および礼拝の自由は、すべての信条およびすべての礼拝に対する国家の中立性により保障される。国家の中立性は、とくに教会と国家の分離ならびに公権力と公教育のライシテにより保障される」。

(7) 憲法案20条「人および市民の権利の保障は公権力を必要とする。この公権力は、その権力を授けられる者の特別な利便のためではなくすべての者の利益のため設けられ、主権を有する人民に常に奉仕するものとどまらなければならない」。ただし、ライシテにより関連することになった憲法案規定は次の25条3項である。「あらゆる段階における公教育の組織は、国家の義務である。この教育は無償であり、物質的援助がなければ学習を続けられない者に対しては、その援助によってすべての者が受け得るものでなければならない」。

に反対して法に盛り込まれた。ライシテはこの原初の特徴を常に保持してきた。その意味はわれわれの本質的な考え方の全体的な変動なくしては変り得ないであろう。「真のライシテ」を公式に採択され教育される教説として理解しなければならないとしたら、そのライシテを確立した国家は、結果的に、自由主義を斥け全体主義を選ぶことになる。

ライシテに関するいかなる実定法も、1946年に維持されたこの原初の自由主義に由来する。ライシテに関する実定法は、2つの大きな原則から組織される。その第1の原則はもっともよく知られているが、第2の原則も劣らず重要である。

国家は各人の営為を方向づける真理を選択する各人の自由を尊重しようとするので、国家はいかなる信仰も宣伝することを断念する。これがライシテの第1の側面である。

この側面は、まず第1に権力がいかなる信仰箇条を強制により押しつけないことを含意する。そのうえ、国家は、その組織により自ら信仰者の行為をなすことができないであろう。議会開会における公的祈祷について⁽⁸⁾の1884年憲法改正による廃止は、ライシテのこの側面を示す。最後に、国家は、国家としていかなる宗教に対しても、公認という精神的支援、金銭的援助という物質的支援を与えることができないであろう。すなわち個人の意見の自由は、さまざまな教義がただその内容に支えられたものとして個人に示され、この作用をゆがめるような公の協力を受けないことを要請する。

これが自由主義国家におけるライシテの第1の意味である。すなわち、形而上学の領域における管轄権の国家による自己抑制である。国家はそ

(8) 「議会開会時の祈祷」は、英米議会における宗教慣行を弱めつつフランスで模倣された慣行であり、議会開会時にカトリック教会またはプロテスタント教会に議員が参列して行なわれていた。この祈祷は、第三共和制の憲法的法律の1つである1875年7月16日の法律1条3項において規定されていた。

の領域を良心の自由な追求に委ねるというわけである。

だが、中立性がある良心の選択を決定づけうるようなあらゆる圧力を国家に禁止するとしても、中立性は自由な選択の尊重をも国家に命じる。自由主義国家であれば、国家は他の自由と同様に宗教に関する自由の結果を受け入れる。無信仰者の良心は、国家にとって信仰者の良心より価値が高くもなければ低くもない。それらの者が公の秩序を害さない限り、お互いに平等に自由であり、そうであることに満足し合わなければならない。したがって、国家に属する者に対して自己の信仰実践を妨げるような国家は、法的意味においてライックではなからう。1905年の立法者⁽⁹⁾は、この明確なことを意識して、「宗教教誨に関する費用であって、リセ、⁽¹⁰⁾コレッジ、学校、病院、療養所および刑務所のような公共施設において自由な礼拝を確保することを目的とするもの」を公共団体の予算に計上することを、政教分離法2条において許した。

公職就任に関する差別的な結果を個人の形而上学的選択に関連づける国家は、さらにライックではない。これについても実定法は次のように定める。憲法前文は、「何人も自己の出自、意見または信仰を理由として労働あるいは雇用において不利益を受けてはならない」と定める。さらに、官吏の一般的地位に関する1946年10月19日の法律は、16条において次のように規定する。「当事者の政治的、哲学的または宗教的な意見を引用するいかなる言及も、行政文書に現れてはならない」⁽¹¹⁾。

最後に、国家は宗教領域を各人の自由に委ねる。そうである以上、教

(9) 1905年の立法者は、国家と教会の分離に関する1905年12月9日の法律（政教分離法）の制定者を指す。

(10) リセは中等後期教育機関であり、コレッジは中等前期教育機関である。

(11) これに相当する現行規定は次のとおりである。「いかなる行政文書と同様に官吏の文書において、当事者の政治的、哲学的、宗教的、または組合に関する意見もしくは活動を引用してはならない」（官吏の権利および義務に関する1983年7月13日の法律18条2項）。

会の規則および良心により決定され国家に示される宗教事項を、国家は受容しなければならない。したがって、ライシテは、宗教的営為を控えることを信者に強要しえないであろう。ライシテは、同原則が国家の権限外であるとする領域における権力のいかなる介入も咎める。この観点においてライシテは教育の自由にそのもっとも確かな基礎を提供する。というのは、ライシテは、公の秩序が問われない限り、学校教育における中立性では物足りないとする良心を尊重することを命じるからである。

ライシテ原則およびその結論においてこのように定義されると、ライシテは、もはやより一般的な原則の適用にすぎないように見える。というのは、宗教的なものに関わるか、哲学的または政治的ものに賛同するかにより、人の選択を区別するいかなる理由もないからである。人は、ある信仰の行為において自らの人生の意味を見いだしうるように、ある世俗的主張をもつ活動においても同様である。したがって、人の精神的自由の問題はすべてを含む。そして、これがすでに引用した最近の諸立法に確認されていることである。その諸法とは、憲法前文および1946年10月19日の法律であり、これらの法は人の選択が政治的であるか、哲学的であるか、または宗教的であるかを問わず、それらを区別しない。

II

以上に指摘した諸原則の適用について、教育ことに初等教育の領域に争いが残ると言われる。すなわち1938年以降、ライシテの誤った解釈を是正してきたコンセイユ・データによる6件の判決のうち5件が教育に関わる。教育の領域においてライシテが教育以外の公的営為に適用されるライシテとは異なるという学説に対して、諸立法、裁判所の判決が優位していないように見える。

この二元性を持つ原則を法的な面で直ちに批判しておくのが有益であ

翻 訳

る。この二元性を可能にするものは何もない。国家は1つなのでライシテは1つである。国家の学校は国家とは異なるライシテを認めることはできない。これに相容れない解釈は根拠のない逆説である。以上に示されたあらゆる良心の尊重の立場が、最大限に明確にされたのが学校に関してであるだけに、その解釈はますます逆説となる。

だが、ライシテがその原則において1つだとしても、ライシテの実際的な要請は、その担う役割および良心との多少とも直接的な関係に応じて、作用ごとに変化する〔ライシテ原則の一致および諸領域ごとの適用を要するニュアンスに関しては、次の研究をみよ。M. Savatier, *Cahiers de la Pariosse universitaire*, 1948, p. 24〕。この意味において、教育に固有なライシテの法解釈がないとしても、教育に特別なライシテの実際的なあり方があるというのは正当である。また、ライシテはそのほとんどの作用よりも教育において微妙な問題を提起する。他の領域と同様に教育においても、信条の尊重は信仰者にも無信仰者にも及ばなければならない。他の領域と同様に教育においても、利用者とともに官吏もそれを利用しうる。だが、教育において利用者は子どもである。これが二重の問題を生起させる。第1に子どもの信条よりも微妙なものはない。中立性はこの点にとくに注意を払わなければならない。他方、子どもは自己の決定を行える者ではない。わが国の法は、父親と母親の教育の任務を確認している。学校の中立性は両親の権限を考慮しないわけにはいかない。これとは別に次の問題もある。子どもの信条に対する細やかな配慮のため、教師に対して、公務員に対する通常の要請が過大視されることありうることである。しかしながら、これは教師の権利を犠牲にすることになりえよう。市民であり官吏である者は、その者が生徒に適用するのと同じ原則、すべての市民とすべての官吏に法律により付与される保障の恩恵を要求することができる。ライシテの法は、市民であり官吏である者の自由に対して、子どもの自由の尊重が要請するすべての犠牲を課さ

(甲南法学'12) 52-3・4-144 (248)

なければならない。ただしそれだけである。もし、ライシテが一方をよく保護するため他方を犠牲にすれば、ライシテは自壊することになる。したがって、ここで肝要なことは、比較し均衡をとることではなければならない。その作業は容易ではなく、実際にはライシテの変質が起りやすい。最近の判例は不幸なことにあまりにも多くのその例を提供する。その判例において、ライシテは自らその基本方針を放棄し、または単に不合理なことを回避することに腐心することになったのである。

ライシテが平等に尊重しなければならない子どもの諸信条のうちで区別し、信じない者を害することをおそれて、信じる者の自由を犠牲にするとき、ライシテはいわば自らに背き、最後には自らを放棄することになる。ところで1946年7月30日の通達は、リセおよびコレージュにおいて設けられている宗教教誨の無条件な廃止を決定した。これにより、国民教育大臣はライシテの正しい措置を講じたと考えた。ただし、大臣は政教分離法により確認されたライシテの本質的な側面を見落とした。同法によれば次のとおりである。「共和国は良心の自由を確保する。共和国は自由な礼拝執行を保障する」。すでにみたように1905年12月9日の法律2条は、同原則から、公共施設における自由な礼拝執行に関して同原則が含意する実際上の結論および公共施設において宗教教誨の役務を維持する可能性を引き出す。それだけに大臣の見落としは、なおのこと許されない。また、講じられた措置は、「自らの宗教の行為を自由に続ける可能性および宗教教育を受ける可能性を寮に住む生徒から奪う」おそれがあった。したがって、その措置は本来の語義において何よりも反ライックであり、取消しを免れなかった (Conseil d'Etat, 1^{er} arvil 1949, *Chave-neau et autres*)⁽¹²⁾。県知事に命じられたセヌ＝エ＝オワーズ県の医療施設におけるあらゆる宗教祭式の禁止に関する、1947年6月6日「ベルサイ

(12) *Recueil Sirey*, 1949. 3. 49. 本判決の邦訳は、野村敬三『フランス憲法と基本的人権』（有信堂、1966年）304頁。

ユ司教区カトリック連合」判決が認定したのも同じ問題であった（Conseil d'Etat, 6 juin 1947, *Union catholique des hommes du diocèse de Versailles, Recueil Sirey*, 1948. 3. 27）。1947年判決は教育を対象とはしないが、同判決は学校教育の中立性についてきわめて重要な判決理由を含む。その判決理由はすでに言及した親の教育の権利を是認した。同時に判決理由は、子どもが結核療養所に入院し、規則により外出できない場合に、子どもが自己の信じる宗教の儀式に参加し宗教教育を受けるように子どもの親が表明した意思を妨げる決定によって親の教育の権利が重大に侵害されたことを批判した。

第2に、1939年7月25日ベース判決（Conseil d'Etat, *Demoiselle Beis, Recueil hebdomadaire de jurisprudence en matière civile, commerciale, criminelle, administrative et de droit public (Dalloz hebdomadaire)*, 1940. 20）および1948年12月8日パストー判決（Conseil d'Etat, 8 décembre 1948, *Demoiselle Pasteau, Revue du droit public*, 1949, p. 75, note de M. Waline）において、ライシテは自らを否認した。両判決においておそらく子どもに対する細やかな配慮によって中立性原則が侵害されたのは、公務員においてである。ベースは、カトリック系私立学校において勉学を続けたことを唯一の理由として初等教育代用女性教諭職への志願を斥けられた。パストーは、その者の宗教信仰のみに照らして学校保健社会福祉士の幹部を辞めさせられた。本件においても、行なう教育からカトリック信者と推定された女性またはそう明言した女性は、完全に中立に行動することはできない、と大臣が考えたことは疑いない。コネ判決（Conseil d'Etat, 4 mai 1948, *Connet*⁽¹³⁾）において、明らかに宗教を信奉する教員は管理職に就任することはできないかのように、カトリック信者である志願者を大臣が初等教育視学官試験から排除するようにしたのは、類似の理由による。だが大臣がそう考える資格はなかった。というのは、ライシテは、意見と

(13) *Recueil Sirey*, 1949.3.42 note de Jean Rivero.

信仰による個人の間におけるいかなる差別を拒否するからである。「ラ
イック」な措置はここでも何よりも反ライックであった。

他方、ライシテの細やかな配慮は、いかなる配慮も不合理になるおそ
れがあるという自然の流れに屈してはならない。とりわけ1938年4月28
日のヴェース判決 (Conseil d'Etat, *Demoiselle Weiss, Recueil périodique et
critique de jurisprudence, de législation et de doctrine en matière civile, commerci-
ale, criminelle, administrative et de droit public, (Dalloz périodique)*, 1939. 3.
41) および前述コネ判決が受けるのは、この批判である。両判決におい
て訴えられた「ライシテへの違背」は、批判された行為により、宗教が
存在することを子どもが認識し得たことにすべて帰着する。アンボワ
ーズのチャペルを訪れること、女性教諭が首に小さな聖母メダルをかけて
いることを見ること、または教師が歌の終了証書試験の準備に熱心なあ
まり教会のリードオルガンを使うのを聞くことが、子どもの良心に対し
ていかなる影響をもつか分からない。

ただし、子どもが教会の鐘、街路にある十字架に一日中接しているとい
う現象を、学校が子どもに無視させようとすることはできない。何ら
かの教育の原理、硬直した規則を考慮すると子どもに標章が禁止されよ
う。だが、子どもの宗教的標章についての選択はより自由であるなかで、
学校が、いかなる宗教的標章もない世界において子どもを生活させるよ
うにすることができようか。また学校がそうする状態にあらうか。歴史
的事実、今日的事実、宗教的事実が必ず沈黙のうちに過ぎ去ると限らな
い。この沈黙が可能と考えるなら、まさにその沈黙が1つの選択ではな
かるうか。

Ⅲ

このようにコンセイユ・デタにより取消された諸決定を並べると、一
つの懸念を抱かされる。

翻 訳

ライシテはある者にとって人間および世界についての教説であると言われる。ある者がとるライシテの教説は、わが国法が認めるようなさまざまな信仰の間で選択することの拒否ではなく、その教説の内容を詰めることは容易ではない。だが、カント、コント、デュルケーム、あるいはマルクスによって示される唯心論または唯物論のいずれも、人間についての一定の信念、理性における人間の進歩についての一定の信念、とくにその本質的な拒否において両者の一致を見る。その拒否とは、キリスト教の教義とくにカトリックの教義の拒否である。ライシクな国家とは、このような考えによれば、キリスト教教義におけるいかなる真理の価値を否認し、人間をそれから解放しようとする国家ということになる。

上記に分析した諸決定において透けてくるのは同じような概念ではなからうか。良心の自由の十全な尊重がありさえすれば、親の願いに反して、リセまたは病院におけるあらゆる宗教行為および聖職者の存在を廃止することを発想することがありえようか。カトリック信者が中立性を侵害することをおそれることが、初等教育職またはその管理職に就任することへの障壁をカトリック信者に対して築くことを説明するのか。一方で生じる差別がただ1つのイデオロギー的選択すなわちカトリックの選択に対してであるだけに、ますます明らかに問いが提起される。カトリックのみが中立性を侵害しうるように見える。とりわけ政治的領域において教諭の自由は絶対的である。教諭の活動がいかに行動的であっても、活動を活気づける信念が自信に満ちたとしても、教諭の教育が色を帯びると疑われることはない。ただカトリックの信仰のみがこの疑惑を受ける。カトリックを告白する者のみが一種の中立性違反の推定のもとに置かれる。この懸念に対してカトリック教諭が否認しても経験上無駄であり、その者が中立性の尊重について同僚と同じ信条を示しても無駄である。カトリックの教諭に対してのみ常に嫌疑が生じる。

コンセイユ・デタにより取消された措置に争訟の対象とはならなかつ
(甲南法学'12) 52-3・4-148 (252)

た他の措置を合わせるとき、懸念が高まる。教諭職の志願者が私立学校に通学したという事実からライシテ違反という推定が頻繁に行なわれている。すなわち、息子の学校を選んだ親のイデオロギー的な誤りを息子が償うことになる。しかしながら、「何人も、その労働……において、出自を理由として害されてはならない」と憲法前文は規定する。ときにはその推定は志願者を超えて、その者の近親者と私立学校との関係も志願者を斥けさせるのに十分である。すなわち、原始的な法における集団責任の予期せぬ復活が見られる。ある県の同数委員会は、県庁所在地にある女子コレージュ卒業生の志願を先験的に斥けるのさえも見られてきた。女子コレージュ校長の信仰のため、県の同数委員会が校長の指導下にあった生徒のライクな純粹さを疑ったのである。

さらに例を加えることができよう。下級職にとどめられるカトリックの女性教諭、師範学校の数校における宗教的自由に対する阻害、信者である教諭に強要される、ライシテにより許される行為と許されない行為との区別——日曜日におけるミサは平日におけるミサより咎められず、遅いミサは朝のミサより咎められない——、子どもが聖母メダルおよび十字架を学校で身につけることの禁止。列挙は長くなる。むやみと伸ばしてはなるまい。ユニヴェルシテ当局⁽¹⁴⁾はライシテについて一つの明確な観念をもつ。だが、時折、ライシテを理由に、教諭が、法律によりすべての者に与えられる保護を受けることができないことがすでに多すぎる。このような考え方がいくつかの実定的解決を示唆するとき、法律家は教義としてその考え方を批判するのではなく、それがフランス法の考え方ではないことを指摘せざるを得ない。

IV

したがって、実定法において、ライシテがもたらす教諭の権利と義務

(14) ユニヴェルシテ当局は、当時のフランスにおける中央教育行政機関を指す。

翻 訳

は正確にいかなる射程を持つだろうか。ライシテが含意する、子どもの権利と教師の権利との微妙な均衡に関する判例の指針は何だろうか。

第1の準則は、パストー判決により独自の特徴をもって明確にされた。それは、教員についてと他の公務員についてとは諸原則が異なることである。すなわち、同じ「厳格な中立性の義務」が「公役務に携わるすべての公務員」に妥当する。この準則は重要である。それを理解するには、宗教的自由に関する公務員のほぼ完全な状況と教諭の状況を比較するだけで足りる。

第2の準則は、「職務の遂行」と私生活との区別である。厳格な中立性の義務が公務員に妥当するのは「職務の遂行において」である、とパストー判決は指摘した。同様に、コネ判決は、「申立人の教育はいかなる批判の原因とはならなかった」という事実を強調した。職務遂行外において教諭は、その意見、意見の表現および意見が命じる行為において自由な市民に戻る。この趣旨はむろん生徒に意見を広めることにも及ぶ。ヴェース判決はこの最後の点を確認する。すなわち、申立人は、師範学校生徒をある講演に出席するように誘うことによって、学校教育の中立性原則を侵害しなかった。「当該講演が宗教的性格をもつに違いなかったと認められながらも」、そう判断されたのである。政治的領域に存在する行為の自由は、法的に宗教の領域において縮減されえないであろう。というのは、すでに見たように、法律は両者の間にいかなる区別もしないからである。

第3の判例指針は職務の執行に関わる。その指針は、真理尊重の枠組みおよび良識の限界において中立性義務を盛り込んだ。その枠組みおよび限界は、宗教事項が認められるとき、経済的または軍事的事項以上に宗教事項を不問に付すことを許さず、宗教事項にもっとも明確な客観性以外の取り扱いをすることも許さない。

最後の第4の準則は、ライシテの違反すなわち職務遂行における中立
(甲南法学'12) 52-3・4-150 (254)

性の違反が推定されえない、ということである。違反は立証される。法律が定める禁止のほか、何人も、ライシテ違反の推定に基づいて教師職に就任することを拒否されてはならない。もしそうでなければ、わが国の法秩序のもっとも確かな準則でもっとも本質的なもののいくつかが侵害されてしまう。

したがって諸原則は明瞭である。その適用は臨機応変の技である。教諭は自由の行使において自由を持ちすぎることにはできないであろう。だが、少なくともカトリック信者である教諭が聖パウロの教えをよく知るのであれば、生に結びつく諸問題を解決する備えを、他の者よりもカトリック教諭が欠くことにはならない。その教えによれば、「すべてのことが許されている。しかし、すべてのことが益となるわけではない」。「あなたがたのこの自由な態度が、弱い人々を罪に誘うことにならないように、気をつけなさい」〔聖パウロ「コリントの信徒への手紙2」⁽¹⁵⁾〕。

そもそも、それは法的問題ではもはやない。法律家がライシテに関する確かな諸原則を指摘したとき法律家の任務は達成されている。この諸原則に「皇帝に返しなさい……」⁽¹⁶⁾の反映をみる信仰者と不信仰者とは、その諸原則について一致する。ただし、両者が互いに人格の尊重に忠実であり、束縛や宣伝にも勝るだろう1つの価値を良心において見る限りにおいてそうである。

〔訳者補記〕

本稿は、リヴェロがボワチエ大学法学部教授であった時期にダローズ誌上で1949年に発表した論文（Jean RIVERO, «La notion juridique de

(15) ただし、第一の引用は「コリントの信徒への手紙1」10章23節、第2の引用は同8章9節のようである。

(16) 「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に返しなさい」（マタイによる福音書22章21節）を指す。

翻 訳

laïcité», *Recueil Dalloz*, 1949, chronique, pp. 137-140.)の翻訳を試みたものである。

本稿論文の原典において原注は脚注であるが本稿では訳注と区別するため本文中に〔 〕で挿入した。原注に記されていた引用文献も、その表記をより整ったものに改めた。また原典において本文中にカッコ書きとなっている判決の引用は、本稿でも同様に本文中に（ ）で記した。ただし、原典で判決引用における判例集等が略称で表示されていたが、本稿ではそれをできるかぎり正式名称に改めた。

原著者リヴェロは、20世紀にフランスにおいて活躍したもっとも著名な憲法学者・行政法学者の1人であり、2001年に91歳で亡くなった。リヴェロは行政法に関する数多くの著書・論文を残したほか、労働法に関する概説書も執筆した。だが、これらの研究よりもリヴェロが熱意を込めて取り組み、しかも現在、より大きなインパクトを持っている彼の仕事は憲法とくに基本的人権の研究であろう。フランスにおける人権論に相当する『公的自由』(Libertés publiques)が、リヴェロ自身により1973年の初版以来ずっと版を重ね、死後も補訂され第9版が出版され続けているのはそれを示す(Jean RIVERO et Hugues MOUTOUH, *Libertés publiques*, tome I, 9^e éd. mise à jour, PUF, 2003.)。

リヴェロの著書ですでに邦訳されているものとして次がある。J・リヴェロ(兼子仁ほか編訳)『フランス行政法』(東京大学出版会、1982年)。リヴェロの人権論の一端を紹介するものとして、北川善英「J・リベロ『人権、個人的権利かそれとも集団的権利か?』」法律時報54巻1号(1983年)163頁。

リヴェロ自身はカトリック信者として知られた。そのためか、彼は基本的人権の各論として宗教的自由やライシテ原則に関心を持ったようである。管見の及ぶかぎり、定期公刊物に公表された彼の論文で最初のものがライシテをテーマとしていたのはそれを物語る。それ以降リヴェロ(甲南法学'12) 52-3・4-152 (256)

はこの問題に関する多くの論文執筆を手がけた。彼が39歳に執筆した本稿論文もその1つである。これ以外に次のものがある（このほかカトリックに関する他者の著書数冊において序文を執筆したのものもある）。

L'idée laïque et la réforme scolaire (1879-1882), *Revue politique et parlementaire*, 10 septembre 1931, pp. 367-380.

Note sous Conseil d'Etat, 4 mai 1948, *Connet* et Conseil d'Etat, 8 décembre 1948, *Dlle Pasteau, Recueil Sirey*, 1949. 3. 41.

De l'idéologie à la règle de droit: la notion de laïcité dans la Jurisprudence administrative, in Centre de sciences politiques de l'Institut d'études de Nice, *La laïcité*, PUF, 1960, pp. 264-283.

Les aumôneries de l'enseignement public, *Recueil Dalloz*, 1960, pp. 79-84.

Histoire et prospective dans le statut des édifices du culte en régime de séparation, in *Études d'histoire du droit canonique dédiées à Gabriel Le Bras*, tome I, Sirey, 1965, p. 681-688.

Laïcité scolaire et signes d'appartenance religieuse, *Revue française de droit administratif*, janvier-février 1990, pp. 1-7.

ところで、本稿に全訳した論文においてリヴェロがライシテ原則を論じたときは、第四共和制憲法である1946年10月27日憲法の制定まもない頃であった。それまでライシテ原則は1905年の政教分離法において具体化されていたが、ライシテは憲法典では規定されていなかった。憲法に初めて同原則が登場したのは、この1946年憲法においてである。しかし同憲法は、ライシテのいかなる定義も示されていなかった。そこで、リヴェロがその原則の法的概念を明らかにしようと務めたのが本稿論文であった。

翻 訳

この論文によって、ライシテ原則の法的概念は国家の宗教的中立性という理解がフランスにおいて定着した。本稿論文はこの点においてまさに先駆的であり、そのためフランスにおいてもよく引用されている（例えば、Jean Morange, *Manuel des droits de l'homme et libertés publiques*, PUF, 2007, p. 256）。本稿において和訳を試みたのも、こうしたリヴェロ論文がわが国における政教分離原則の比較法的な研究資料として有益だろうからである。